

令和 9 年度 沼津市放課後児童クラブ入会申込案内

1. 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

(2) 開所日

○令和9年4月1日～令和10年3月31日（月曜日～土曜日）
※日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

(3) 開所時間

○月曜日から金曜日……………放課後～18時30分 ※18時30分～19時延長可
○土曜日、学校休校日等……………7時30分～18時30分 ※18時30分～19時延長可
※災害発生時や児童の安全上必要であると判断される場合、変更等があります。

(4) 対象児童（主な入会要件）

市内の小学校に通学している児童(市内に住む方)で、保護者等（※同居の65歳未満の祖父母を含む）が以下のいずれかに該当すること。

1	就労	放課後児童クラブが開いている時間に就労している。 ※月64時間（1週あたり16時間）以上 ※原則、勤務終了時刻が13時30分以降（長期休暇期間は例外）
2	妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産後間がない。 ※出産予定日の3か月前から出産後8週を経過した日の月末内であること。
3	育児休業	1の就労要件を満たし、育児休業を取得している。 ※「2 妊娠・出産」を入会要件としていた方は、要件を満たす場合、要件の変更手続きをすることで引き続き利用可能。
4	疾病・障がい	疾病・負傷または心身に障がいがあり、児童の安全の見守りができない状況である。
5	介護・看護	親族を長期に渡り常時介護・看護しており、児童の安全の見守りができない状況である。
6	災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている。
7	就学	放課後児童クラブが開いている時間に就学、技能取得のため外出を常態としていること。

※求職活動中の利用はできません。

2. 放課後児童クラブ入会申込の手続き

・入会申込方法は、原則オンライン申請となります。

・必要書類を準備し、受付期間内にお申込みください。

※原則としてオンライン申請で申込みしていただきますが、難しい場合は別途ご相談ください。

(1) 申込受付期間

入会時期	申込期間	入会承認の通知時期
4月	【一次受付】 令和8年10月19日(月) 0時00分 から 令和8年11月30日(月) 23時59分 まで	令和9年1月下旬頃
	【二次受付】 令和9年2月 1日(月) 0時00分 から 令和9年2月 28日(日) 23時59分 まで	令和9年3月20日前後
夏休み期間	令和9年6月1日(火) 0時00分 から 令和9年6月30日(水) 23時59分 まで	令和9年7月20日前後
4月以外の月	入会希望月の前月10日23時59分 まで	入会希望月の前月20日前後

【注意事項】

- ① 申込期限を過ぎた場合、入会希望月を変更していただく必要があります。
- ② 入会は先着順ではありません。(各入会選考の時点における申込者で、学年や就労状況などを考慮した優先度の高い方から入会となります。)
- ③ 児童クラブの休会制度はありません。年度内(入会承認通知書に記載された利用期間)は、退会届の提出がない限り、施設利用の有無にかかわらず、指導料等が発生しますのでご注意ください。
- ④ 入会希望者がクラブの定員を超えた場合、児童の学年、保護者の就労状況などを総合的に考慮し、入会決定を行います。空きが出るまでお待ちいただく場合や、入会できない場合がありますので、ご理解ください。
- ⑤ 夏休み期間を申込みの方で、希望のクラブへ入会できない場合は、夏休み期間限定で利用定員に空きのある他校区の児童クラブを利用できる対応を取ります。
- ⑥ 毎月1日が入会日となります。(夏休み期間利用を除く)
- ⑦ 利用期間は月単位ですが、夏休み期間限定の利用の場合のみ、学校の夏休み期間に応じた利用期間となります。

(2) 申込方法

次の URL 及び QR コードを読み取り、パソコンやスマートフォンからお申込みください。

URL:<https://logoform.jp/form/uBGd/1721279>

QR コード:



申込フォームは、

令和8年10月19日(月) 0時00分に公開します。

それ以前にアクセスすることはできません。

【注意事項】

- ① 市ホームページと本申込案内をよく確認し、お申込みください。
- ② 申込みには、就労証明書等の各種証明書を申込フォームに添付する必要があります。必ず全ての必要書類を揃えてから、手続きを始めてください。
- ③ 申込みには、15 分程度の時間を要します。
- ④ オンライン申請送信後は、申請画面上で内容変更ができません。誤った情報で送信した場合は、もう一度最初から申請をやり直してください。
- ⑤ 1 申請につき1 人分しか申請できません。きょうだいがいる場合は、人数分の申請が必要です。
- ⑥ 電子申請システム(LoGo フォーム)のシステムメンテナンスのため、サービスが停止になることがあります。停止中は電子申請ができませんので、余裕をもった申込みをお願いします。

(3) 申込時に準備する書類

入会要件(就労等)を確認できる書類

- ・保育を必要とする状況がわかる以下の書類を画像形式(jpg、png)で保存してください。
- ・提出が必要な方は、申込児童の父母、申込児童と同居(二世帯住宅や同一敷地内含む)の65歳未満(2027年4月1日現在)の祖父母です。
- ・保育を必要とする状況(入会理由や就労時間)により、利用調整の順位が変わりますので、提出後に就労状況等が変更になった場合は締切日までに再提出してください。

	入会理由	提出書類(<u>写し可</u>)
1	就労 ※単身赴任の場合も必要です。	☐ 就労証明書(別紙様式) ☐ 添付書類(自営業等の場合のみ) ・自営業主 「開業届出書(控)」、「営業許可書(写)」、「令和7年分の確定申告書(控)」のいずれか(写) ・自営業専従者 「青色事業専従者給与に関する届出書」又は「令和7年分の確定申告書の第二表(写)」※事業専従者欄に専従者として記載があるもの
2	妊娠・出産	☐ 母子手帳の表紙と出産(予定)日がわかるページ
3	育児休業	☐ 就労証明書(別紙様式)
4	疾病・障がい	☐ 診断書(保育が困難である状況が記載されていること) ☐ 身体(精神)障害者手帳・介護保険認定証(お持ちの方のみ)
5	介護・看護	☐ 介護・看護状況申告書 ☐ 診断書(常時介護看護が必要である状況が記載されていること)・身体(精神)障害者手帳・介護保険認定証等のいずれか
6	災害復旧	☐ 罹災証明書
7	就学	☐ 在学証明書又は学生証 ☐ 添付書類 在学時間、授業日数、時間割のわかるもの(カリキュラム等)

※申込児童と同居の65歳未満(2027年4月1日現在)の祖父母の入会要件を確認する書類が確認できない場合、入会選考における優先度が低くなります。

※各証明書は原則発行日から3か月以内のものを準備してください。

ただし、4月入会希望の場合のみ、保育所等の申込みに使用された就労証明書(9月発行)の写しも使用可能です。(就労状況に相違がない場合に限る。)

※提出された書類だけでは入会要件が確認できない場合、別途申立書(自由書式)を提出していただくことがあります。

※申込時に使用した書類(紙)は必要に応じて再提出を依頼することがあります。いつでも提出できるように保管しておいてください。

3. 入会申込及び入会承認（不承認）に係る注意事項等

①	<u>放課後児童クラブを利用する際は、年度毎に入会申込が必要です。</u>
②	<u>全ての必要書類が揃ってから申込みしてください。</u> 一部書類のみでの申込みは受付できません。そのほか、添付漏れ・入力ミスがないようにご注意ください。不備があった場合は、入会選考を行えず希望月に入会できないことがあります。
③	入会申込後、入会選考や児童クラブの安全な運営のため、児童の成長や発達、日常の様子、健康状態等について保護者の方や関係機関に聞き取りを行う場合や、保護者の方・お子様とで面談をお願いする場合があります。
④	放課後児童クラブの指導料等に <u>滞納がある場合、納付の確認がされるまで入会選考を保留します。</u>
⑤	入会選考は沼津市が行い、選考の結果は運営事業者（株式会社 明日葉）から紙形式で通知します。
⑥	入会承認後であっても、以下に該当する場合は入会を取り消す場合があります。 ・申込内容が事実と反したものであることが判明したとき。 ・保護者が児童クラブの指導料等を2か月以上滞納したとき。 ・児童の集団における見守りが著しく困難であると認められたとき。 ※原則、食事、排便、着脱衣、身の整理等を独力で行う必要があります。 ・③でお願いした保護者の方・お子様との面談を受けなかったとき。
⑦	入会不承認となった場合、入会資格そのものが喪失するわけではありません。入会希望期間中に、申込みされた児童クラブで退会者等が出た場合、再度選考の対象となり、年度途中からでも入会できることがあります。そのため、 <u>入会の必要がなくなった場合は、必ず「辞退届」を提出してください。</u>

4. 放課後児童クラブの利用に係る費用について

(1) 指導料

- ① 指導料 利用児童1人あたり7,000円/月(8月または夏休み期間9,000円)
- ② 延長指導料 児童1人あたり200円/回(減免対象外)
 ※延長時間:18時30分から19時まで

【注意事項】

- ・月途中の退会や利用日数に応じた日割や返金はいりません。
- ・児童クラブへ在籍している限り、利用が1日もなかった場合でも、指導料(月額)が発生します。

(2) おやつ代等(減免対象外)

- ① おやつ代 月額2,000円
- ② 保険料 年額800円

(3) 支払い

指導料やおやつ代等は、銀行口座からの自動引き落としでお支払いしていただきます。詳細は、入会後に運営事業者(株式会社明日葉)から案内します。

(4) 指導料の減免について

- ① 保護者が児童扶養手当の支給を受けている児童…3,000円/月
(8月または夏休み期間同額)
→※減免を希望する場合は、入会申込または変更届により申し出てください。
 ※児童扶養手当受給の確認ができない場合、減免されませんのでご注意ください。
 また、全部支給停止世帯は減免対象とはなりません。
 ※児童扶養手当の受給に変更があった場合は、直ちに変更を届け出てください。
- ② 同一生計内の第2子以降の児童…3,500円/月(8月または夏休み期間4,500円)
→※きょうだいと同時に児童クラブを利用している必要はありませんが、保護者の被扶養者となっている必要があります。
 ※申込児童が第2子以降であると申告し18歳以上の兄弟がいる場合は、減免の対象であるかどうかを確認するために、申込み時に該当の兄弟の状況を確認させていただきます。

5. 利用に係る注意事項

(1) 児童の送迎について

放課後児童クラブから帰宅する際は、原則として保護者のお迎えとし、土曜日、夏休みなど学校が休みの日に通所する際は、保護者が児童を放課後児童クラブまで送迎してください。お迎えの際等に、児童の生活の様子や児童クラブからの連絡事項をお伝えすることがあります。ただし、入会後に同意書を提出していただければ、習い事等の職員への引き渡しや18歳未満のきょうだいのお迎えも可能ですので、各児童クラブにご相談ください。

また、体調不良やけが等で児童の安全上必要な場合は、急遽お迎えをお願いすることがありますので、ご承知おきください。

保護者や親族の送迎が難しい場合は、ファミリー・サポート・センター（055-952-8078）の利用等をご検討ください。

なお、小学校内の児童クラブには、一部を除き、放課後児童クラブの送り迎え専用の駐車場はありません。自転車や徒歩での送迎にご協力ください。送迎時は、学校のルールの厳守をお願いします。

(2) 延長利用（18時30分から19時）について

児童クラブの基本的な開所時間は18時30分までです。延長利用は、終業後、職場から児童クラブへの移動時間を含め、やむを得ず18時30分を過ぎてしまう保護者を対象とした制度です。19時には完全閉所となりますので、必ず19時までに児童クラブへお迎えに来てください。

(3) 習い事等によるクラブ退出後の再利用について

習い事等で児童クラブから一度退出した場合、原則として、同じ日に児童クラブに戻り、再度利用することはできません。なお、退出したあとの児童の安全について、一切責任を負いません。

(4) 保険加入について

全ての利用者に、運営事業者（株式会社明日葉）が指定する保険（スポーツ安全保険）への加入をお願いしています。万が一の際の児童本人のケガや対人・対物の損害等が発生した場合でも、等しく一定の補償を受けられる環境を整えることで、誰もが安心・安全に利用できるよう、ご理解をお願いします。

(5) 指導料等の滞納への対応について

児童クラブの指導料等の滞納が続いた場合は、督促を行い、最終的に納付されない際は、入会決定後に提出していただく「児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）等に関する申出書」に基づき児童手当から直接徴収する場合がありますので、ご承知おきください。

※また、2か月以上滞納が続く場合は、入会を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

(6) 変更届出書及び辞退届、退会届について

HP 上の各リンクからオンライン上で手続きしていただくか、HP 上の各様式に必要事項を記入の上、入会（申込み）した児童クラブへ提出してください。

○変更届出書・・・入会申込時の内容を変更する場合

※様式内の児童の基本情報及び変更部分のみを記入して提出してください。

※変更が生じ次第、速やかに提出してください。また、入会要件を確認できる期間（就労証明書上の雇用期間など）を過ぎた場合は、速やかに入会要件を確認できる書類を改めて提出してください。

○退会届・・・入会した児童クラブの利用をやめる場合

※利用を終了したい月（最後に登所する月）の 10 日までに提出が必要です。

○辞退届・・・利用開始前に入会（申込み）または待機児童の登録を辞退する場合

※入会承認通知書の利用期間前までの提出が必要です。

6. 沼津市放課後児童クラブ一覧（令和8年9月1日時点）

	放課後児童クラブ名	開設場所	所在地	電話
1	原 A 放課後児童クラブ	原小学校内	原 1200	055-968-0878
2	原 B 放課後児童クラブ	原小学校内	原 1200	055-968-3510
3	原 C 放課後児童クラブ	原小学校敷地内	原 1200	055-968-3054
4	今沢 A 放課後児童クラブ	今沢小学校内	東原 76-1	055-968-1450
5	今沢 B 放課後児童クラブ	今沢小学校内	東原 76-1	055-968-1450
6	開北 A 放課後児童クラブ	開北小学校内	高沢町 17-1	055-922-8510
7	開北 B 放課後児童クラブ	開北小学校内	高沢町 17-1	055-922-1910
8	大岡放課後児童クラブ	大岡小学校敷地内	大岡 2358	055-924-0635
9	金岡 A 放課後児童クラブ	金岡小学校敷地内	江原町 3-1	055-924-0641
10	金岡 B 放課後児童クラブ	金岡小学校敷地内	江原町 3-1	055-924-0022
11	金岡 C 放課後児童クラブ	金岡小学校敷地内	江原町 3-1	055-924-0173
12	金岡 D 放課後児童クラブ	金岡小学校敷地内	江原町 3-1	055-924-0471
13	沢田 A 放課後児童クラブ	沢田小学校内	中沢田 715	055-925-3407
14	沢田 B 放課後児童クラブ	沢田小学校内	中沢田 715	055-925-6373
15	原東放課後児童クラブ	原東小学校敷地内	大塚 814-1	055-966-6949
16	第五 A 放課後児童クラブ	第五小学校内	米山町 9-1	055-923-3330
17	第五 B 放課後児童クラブ	第五小学校内	米山町 9-1	055-923-5070
18	第四 A 放課後児童クラブ	第四小学校内	御幸町 4-1	055-932-5122
19	第四 B 放課後児童クラブ	第四小学校内	御幸町 4-1	055-932-2033
20	愛鷹 A 放課後児童クラブ	愛鷹小学校内	西椎路 673-1	055-966-6140
21	愛鷹 B 放課後児童クラブ	愛鷹小学校内	西椎路 673-1	055-960-9998
22	愛鷹 C 放課後児童クラブ	愛鷹小学校内	西椎路 673-1	055-960-9020
23	大岡南 A 放課後児童クラブ	大岡南小学校隣接地内	大岡 1330-2	055-962-2608
24	大岡南 B 放課後児童クラブ	大岡南小学校隣接地内	大岡 1330-2	055-962-3955
25	門池 A 放課後児童クラブ	門池小学校敷地内	岡一色 88-2	055-922-7451
26	門池 B 放課後児童クラブ	門池小学校敷地内	岡一色 88-2	055-922-8211
27	門池 C 放課後児童クラブ	門池小学校敷地内	岡一色 88-2	055-922-5328
28	門池 D 放課後児童クラブ	門池小学校内	岡一色 88-2	055-922-2859
29	門池 E 放課後児童クラブ	門池小学校内	岡一色 88-2	055-922-6027
30	第三放課後児童クラブ	第三小学校内	下香貫下障子 3157-2	055-931-0418
31	大平放課後児童クラブ	大平小学校敷地内	大平 2200	055-933-7780
32	片浜放課後児童クラブ	片浜小学校内	大諏訪 41	055-962-0880

	放課後児童クラブ	開設場所	所在地	電話
33	香貫 A 放課後児童クラブ	香貫小学校内	下香貫猪沼 986	055-933-2468
34	香貫 B 放課後児童クラブ	香貫小学校内	下香貫猪沼 986	055-933-7272
35	浮島放課後児童クラブ	浮島小学校内	平沼 811	055-966-0012
36	集明 A 放課後児童クラブ	集明小学校内	八幡町 65-1	055-951-7061
37	集明 B 放課後児童クラブ	集明小学校内	八幡町 65-1	055-955-6022
38	静浦放課後児童クラブ	静浦小中一貫学校内	獅子浜 17	055-931-3018
39	長井崎放課後児童クラブ	長井崎小中一貫学校内	内浦重須 453	055-943-2600
40	戸田放課後児童クラブ	戸田図書館内	戸田 845-2	0558-94-3899

7. 問い合わせ先

●株式会社明日葉 沼津事務所(運営事業者)

電話:055-939-7355

●各放課後児童クラブ

「6. 沼津市放課後児童クラブ一覧(令和8年9月1日時点)」参照

●沼津市 市民福祉部 こども未来創造課 企画係

電話:055-934-4842 FAX:055-934-0345

8. 市ホームページ(放課後児童クラブ)

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kosodate/azukeru/houkago.htm>

